

むつ市議会第236回定例会会議録 第5号

議事日程 第5号

平成30年6月20日（水曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【議案質疑、委員会付託、一部採決】

- 第1 議案第40号 むつ市空家等の適正管理に関する条例
- 第2 議案第41号 むつ市立学校設置条例の一部を改正する条例
- 第3 議案第42号 むつ市乳幼児等医療費給付条例の一部を改正する条例
- 第4 議案第43号 むつ市脇野沢畜産流通加工施設及び農村活性化施設条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第44号 指定管理者の指定の変更について
(むつ市脇野沢いのししの館の名称を変更するためのもの)
- 第6 議案第45号 市道路線の認定について
- 第7 議案第46号 市道路線の変更について
- 第8 議案第47号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて
- 第9 議案第48号 平成30年度むつ市一般会計補正予算
- 第10 議案第49号 平成30年度むつ市水道事業会計補正予算
- 第11 議案第50号 財産の取得について
(むつ市消防団むつ消防団第15分団配備の消防ポンプ自動車を老朽化に伴い更新するためのもの)
- 第12 議案第51号 財産の取得について
(むつ市役所大畑庁舎配備の除雪グレーダを老朽化に伴い更新するためのもの)
- 第13 報告第6号 平成29年度むつ市一般会計継続費繰越計算書
- 第14 報告第7号 平成29年度むつ市一般会計繰越明許費繰越計算書
- 第15 報告第8号 平成29年度むつ市水道事業会計継続費繰越計算書
- 第16 報告第9号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成29年度むつ市一般会計補正予算)
- 第17 報告第10号 専決処分した事項の報告について
(和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 第18 報告第11号 専決処分した事項の報告について
(和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 第19 報告第12号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成29年度むつ市一般会計補正予算)
- 第20 報告第13号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(むつ市税条例等の一部を改正する条例)
- 第21 報告第14号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

(むつ市地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する
条例)

第22 報告第15号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

(むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

第23 報告第16号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

(むつ市指定地域密着型サービスの事業及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の
人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例)

第24 報告第17号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

(むつ市指定介護予防支援事業者の指定並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運
営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基
準を定める条例の一部を改正する条例)

第25 報告第18号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

(むつ市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例)

第26 報告第19号 専決処分した事項の報告について

(和解及び損害賠償の額を定めることについて)

第27 報告第20号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

(平成30年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（24人）

1番	原 田 敏 匡	2番	山 本 留 義
3番	佐々木 隆 徳	4番	工 藤 祥 子
5番	横 垣 成 年	6番	目 時 睦 男
7番	野 呂 泰 喜	8番	石 田 勝 弘
9番	菊 池 広 志	11番	佐 賀 英 生
12番	富 岡 修	13番	大 瀧 次 男
14番	中 村 正 志	15番	濱 田 栄 子
16番	浅 利 竹二郎	17番	佐々木 肇
18番	齐 藤 孝 昭	19番	富 岡 幸 夫
21番	川 下 八十美	22番	半 田 義 秋
23番	菊 池 光 弘	24番	岡 崎 健 吾
25番	鎌 田 ちよ子	26番	白 井 二 郎

欠席議員（2人）

10番	東 健 而	20番	村 中 徹 也
-----	-------	-----	---------

説明のため出席した者

市 長	宮 下 宗一郎	副 市 長	鎌 田 光 治
副 市 長	川 西 伸 二	教 育 長	氏 家 剛
公 営 企 業 者 管 理 者	花 山 俊 春	代 監 査 委 員	齊 藤 秀 人
総 務 部 長	村 田 尚	企 画 政 策 長	吉 田 和 久
財 務 部 長	吉 田 真	財 務 部 務 監	赤 坂 吉 千 代
民 生 部 長	中 里 敬	福 祉 部 長	瀬 川 英 之
健 康 推 進 部 長	徳 田 暁 子	子 ども 部 長	須 藤 勝 広
経 済 部 長	三 上 達 規	都 市 整 備 長	光 野 義 厚
川 内 庁 舎 長	二 本 柳 茂	大 所 畑 庁 舎 長	坂 井 隆
協 野 沢 長 部 長 庁 舎 所 長 経 済 シ ー ン 推 進 監	浜 田 一 之	会 管 総 理 出 納 室 計 者 部 事 長	畑 中 秀 樹

選挙事務	濱	田	賢	一	監事	局長	金	澤	寿々子
農委事務	佐	藤	節	雄	委員	部長	松	谷	勇
企業局	濱	谷	重	芳	委員	部長	角	本	力
公営水	伊	藤	大	治郎	委員	部長	佐	藤	孝悦
総務室	中	村	智	郎	委員	部長	千	代	谷賀士子
企政推進課	高	杉	俊	郎	委員	部長	金	浜	達也
健康推進課	木	下	尚	一郎	委員	部長	一	戸	義則
教委事務	石	橋	秀	治	委員	部長	池	田	雅文
財務課	柳	谷	恭	子	委員	部長	酒	井	一雄
子ども家庭課	畑	中		涉	委員	部長	秋	田	浩克
子ども家庭課	松	山		徹	委員	部長	井	戸	向秀明
子ども家庭課	中	村	善	光	委員	部長	佐	藤	貴昭

事務局職員出席者

事務局長	東	雄	二	次	長	伊	藤	泰	成
総括主幹	奥	本	聡	主	幹	葛	西	信	弘
主任主査	堂	崎	亜希子	主	査	井	田	周	作

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（白井二郎） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は24人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

○議長（白井二郎） 本日、諸般の報告については、特に申し上げる事項はありません。

○議長（白井二郎） 本日の会議は議事日程第5号により議事を進めます。

◎日程第1～日程第27 議案質疑、委員会付託、一部採決

◇議案第40号

○議長（白井二郎） 日程第1 議案第40号 むつ市空家等の適正管理に関する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。16番浅利竹二郎議員。

○16番（浅利竹二郎） 議案第40号 むつ市空家等の適正管理に関する条例について質疑いたします。簡潔に質疑します。

まず、前条例、平成24年むつ市条例等33号を全部改正するというので、この至った経緯及び主な改正点をお願いします。

○議長（白井二郎） 総務部長。

○総務部長（村田 尚） お答えいたします。条例の全部改正に至った経緯、主な改正点についてお答えいたします。

まずは、経緯についてご説明いたします。市では、空き家の所有者等に空き家等を適切に管理していただき、危険な空き家等の倒壊等による事故、火災、犯罪等を未然に防止し、市民の皆様の安全で安心な暮らしを守ることを目的といたしまして、平成24年12月にこれまでの条例でありますむつ市空家等の適正管理に関する条例を制定いたしました。

この条例では、空き家等が危険な状態にあるときの当該所有者に対する措置として、段階的に助言、指導、勧告、命令、公表することができる旨を規定しております。その後国におきましても、全国的に空き家問題が深刻化している状況を踏まえ、平成27年5月26日に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が全面施行され、本格的に空き家等対策に乗り出したところでございます。

この特別措置法では、空き家等の措置について、これまでの市の条例と同様の措置に加え、行政代執行法に基づく行政代執行の実施や空家等対策計画の策定等が規定されました。この動きに対し、市では空家等対策計画の作成等に関する協議を行うため、平成29年11月にむつ市空家等対策協議会を設置いたしました。この協議会におきまして、安全安心な住みよいまちづくりの推進及び地域の景観を保全し、魅力の維持向上に寄与することを目的として、平成30年4月1日にむつ市空家等対策計画を策定したところであります。

本協議会の立ち上げ時点では、これまでの条例につきましては、計画の策定後に廃止する方向で検討しておりました。

このような中、平成29年12月26日に国土交通省から台風や大雨等の緊急時における空き家等の応急措置について、迅速に必要な最小限度の応急措置をできるように条例で規定している自治体が297市町村あることが公表されております。当市におきましても、台風や強風、豪雪等による同様の事例

も多いことから、必要最小限度の応急措置が可能となるよう条例を改正することとしたところであります。

なお、改正に当たりましては、当該特別措置法に基づき所要の条文整備の必要もありましたことから、全部改正となったものであります。

次に、主な改正点についてでございますが、台風や強風、豪雪等の災害時に防災安全上特に緊急を要する空き家等について、当該特別措置法に基づく所定の手続を経ることなく、迅速に必要な最小限度の行為を行うことができることを緊急時の管理行為として第7条に規定することとしたものでございます。

また、その他につきましても、これまでの市独自の内容を当該特別措置法に基づいたものとして所要の条文整備を行いまして、必要な事項を定めることにより、市民の安全で安心な暮らしの実現に寄与することとしたものでございます。

以上でございます。

○議長（白井二郎） 16番。

○16番（浅利竹二郎） それで、今現状での空き家等、それと特定空き家等の指定数につきましてお尋ねします。

それと、特定空き家等をもし指定していて、それを改善という方向で解消した事例があればお願いします。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

まず、現在の空き家の件数ですけれども、平成30年5月末現在で1,166件、特定空き家の指定につきましては、これ判定委員会というのをまだ開催しておりませんで、そういう意味ではまだ指定というのはゼロ件ということになります。したがって、その特定空き家等の解消事例というものも現時点ではございません。

○議長（白井二郎） 16番。

○16番（浅利竹二郎） 特定空き家の指定は今のところないということなのですが、今の社会情勢で、超高齢化社会に突入して、なおかつ核家族化が伸長している現状から、ますます空き家等の急増が予測されます。それに対して、今後さらに抜本的な対策等はあるのかどうか、お尋ねします。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

抜本的対策ということでありまして、実は2040年までには現状1,166件ある空き家が約6,000件にまで増加するというような指標もございまして、この空き家の問題ですけれども、我々コンパクトシティということで、まちづくりに今取り組んでおりますが、この形成のためにも、その対策は非常に重要だというふうに認識をしております。特に都市計画区域、居住誘導区域ですとか、都市機能誘導区域の中での対策というのは急務であるというふうに考えております。

市では、空き家の発生を抑制するための施策といたしまして、今年度から空き家の適正管理や空き家に係る行政サポート情報等を記載した冊子を作成しております。この空き家等の所有者に対する助言、指導などの文書への同封を、この冊子はさせていただいているところでございます。

また、今後開設を予定しておりますむつ市空家空地バンクの活用や民間事業者と協定を締結して、空き家等の所有者の方への空き家の管理、賃貸、売却、撤去といった情報の提供や、空き家になる前から総合的な相談ができるような窓口体制を確立することとしております。

我々としては、やはりこの問題は関係団体との連携強化、その連携の強化が不可欠であるというふうに認識しておりますので、空き家等を未然に防ぐ対策も含めながら、総合的にこの空き家対策に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（白井二郎） これで浅利竹二郎議員の質疑

を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(白井二郎) 質疑なしと認めます。

以上で議案第40号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第40号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第41号

○議長(白井二郎) 次は、日程第2 議案第41号 むつ市立学校設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(白井二郎) 質疑なしと認めます。

以上で議案第41号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第41号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第42号

○議長(白井二郎) 次は、日程第3 議案第42号 むつ市乳幼児等医療費給付条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。5番横垣成年議員。

○5番(横垣成年) 2点ほどよろしくお願ひします。

乳幼児医療費の給付対象者は、現在何人いるのでしょうか。そのうち、条例改正前の所得制限によって給付助成対象者は今まで何人となっており、全給付対象者のうち、何%が給付助成対象者

となっているか。これは、現在といいますが、最新のデータでよろしいので、よろしくお願ひします。

もう一点目ですが、これは今回の条例改正によって給付助成対象者は何人にふえるというふうになり、全給付対象者のうち、何%が給付助成対象者となるのか、よろしくお願ひします。

○議長(白井二郎) 子どもみらい部長。

○子どもみらい部長(須藤勝広) お答えいたします。

当市における乳幼児医療費の給付対象者である乳幼児、いわゆる未就学児童は、平成30年3月31日現在2,824人となっております。そのうち、現行の制度での受給資格者数は1,401人で、全体に占める割合は約49.6%となっておりますが、新制度移行による受給資格者数は2,683人で、全体に占める割合は約95%に拡大する見込みとなっております。

○議長(白井二郎) 5番。

○5番(横垣成年) 早速県の基準に合わせてもらって、どうもありがとうございます。

それで、県のほうでもこれ議論になったようでございますが、今県内40市町村あるのですが、その中で所得制限なしの市町村が平成29年度で29に達している現状がございます。そういう意味では、今むつ市が県に合わせるということであったとしても、県内40市町村のうち30番目という、そういう順位でございますから、この29の市町村が既に所得制限なしという形で実施しておりますので、ぜひむつ市もそういう形のものを求めてくださることを強く要望して質疑を終わります。

以上です。

○議長(白井二郎) これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(白井二郎) 質疑なしと認めます。

以上で議案第42号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第42号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第43号

○議長(白井二郎) 次は、日程第4 議案第43号 むつ市脇野沢畜産流通加工施設及び農村活性化施設条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(白井二郎) 質疑なしと認めます。

以上で議案第43号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第43号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第44号

○議長(白井二郎) 次は、日程第5 議案第44号 指定管理者の指定の変更についてを議題といたします。

本案は、むつ市脇野沢いのししの館の名称を変更するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(白井二郎) 質疑なしと認めます。

以上で議案第44号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第44号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、

産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第45号

○議長(白井二郎) 次は、日程第6 議案第45号 市道路線の認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(白井二郎) 質疑なしと認めます。

以上で議案第45号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第45号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第46号

○議長(白井二郎) 次は、日程第7 議案第46号 市道路線の変更についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(白井二郎) 質疑なしと認めます。

以上で議案第46号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第46号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第47号

○議長(白井二郎) 次は、日程第8 議案第47号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについてを議題といたします。

本案は、本年9月30日をもって任期満了となる人権擁護委員に澤畑正敏氏を推薦することについて議会の意見を求めるためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま

せん。これで通告による質疑を終わります。
ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(白井二郎) 質疑なしと認めます。

以上で議案第47号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第47号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(白井二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第47号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は適任と認め、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(白井二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

◇議案第48号

○議長(白井二郎) 次は、日程第9 議案第48号 平成30年度むつ市一般会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(白井二郎) 質疑なしと認めます。

以上で議案第48号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第48号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(白井二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第48号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(白井二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

◇議案第49号

○議長(白井二郎) 次は、日程第10 議案第49号 平成30年度むつ市水道事業会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(白井二郎) 質疑なしと認めます。

以上で議案第49号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第49号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第50号

○議長(白井二郎) 次は、日程第11 議案第50号 財産の取得についてを議題といたします。

本案は、むつ市消防団むつ消防団第15分団配備の消防ポンプ自動車を老朽化に伴い更新するためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(白井二郎) 質疑なしと認めます。

以上で議案第50号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第50号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第51号

○議長（白井二郎） 次は、日程第12 議案第51号 財産の取得についてを議題といたします。

本案は、むつ市役所大畑庁舎配備の除雪グレーダを老朽化に伴い更新するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（白井二郎） 質疑なしと認めます。

以上で議案第51号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第51号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇報告第6号

○議長（白井二郎） 次は、日程第13 報告第6号 平成29年度むつ市一般会計継続費繰越計算書を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（白井二郎） 質疑なしと認めます。

以上で報告第6号の質疑を終わります。

報告第6号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

◇報告第7号

○議長（白井二郎） 次は、日程第14 報告第7号

平成29年度むつ市一般会計繰越明許費繰越計算書を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（白井二郎） 質疑なしと認めます。

以上で報告第7号の質疑を終わります。

報告第7号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

◇報告第8号

○議長（白井二郎） 次は、日程第15 報告第8号 平成29年度むつ市水道事業会計継続費繰越計算書を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（白井二郎） 質疑なしと認めます。

以上で報告第8号の質疑を終わります。

報告第8号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

◇報告第9号

○議長（白井二郎） 次は、日程第16 報告第9号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、平成29年度むつ市一般会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（白井二郎） 質疑なしと認めます。

以上で報告第9号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第9号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(白井二郎) ご異議なしと認めます。よって、報告第9号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本報告は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(白井二郎) ご異議なしと認めます。よって、報告第9号は承認することに決定いたしました。

◇報告第10号

○議長(白井二郎) 次は、日程第17 報告第10号 専決処分した事項の報告についてを議題といたします。

本案は、和解及び損害賠償の額を定めることについて報告するものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(白井二郎) 質疑なしと認めます。

以上で報告第10号の質疑を終わります。

報告第10号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

◇報告第11号

○議長(白井二郎) 次は、日程第18 報告第11号 専決処分した事項の報告についてを議題といたします。

本案は、和解及び損害賠償の額を定めることに

ついて報告するものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(白井二郎) 質疑なしと認めます。

以上で報告第11号の質疑を終わります。

報告第11号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

◇報告第12号

○議長(白井二郎) 次は、日程第19 報告第12号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、平成29年度むつ市一般会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(白井二郎) 質疑なしと認めます。

以上で報告第12号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第12号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(白井二郎) ご異議なしと認めます。よって、報告第12号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本報告は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(白井二郎) ご異議なしと認めます。よって、報告第12号は承認することに決定いたしました。

た。

◇報告第13号

○議長（白井二郎） 次は、日程第20 報告第13号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、むつ市税条例等の一部を改正する条例について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（白井二郎） 質疑なしと認めます。

以上で報告第13号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告第13号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇報告第14号

○議長（白井二郎） 次は、日程第21 報告第14号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、むつ市地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（白井二郎） 質疑なしと認めます。

以上で報告第14号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告第14号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇報告第15号

○議長（白井二郎） 次は、日程第22 報告第15号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（白井二郎） 質疑なしと認めます。

以上で報告第15号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告第15号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇報告第16号

○議長（白井二郎） 次は、日程第23 報告第16号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、むつ市指定地域密着型サービスの事業及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。15番濱田栄子議員。

○15番（濱田栄子） 端的に質疑いたします。

提案理由としては、「これは、関係省令の一部改正に伴い、むつ市指定地域密着型サービスの事業及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を専決処分したものです」とあります。「指定地域密着型サービス事業者の指定に係る要件の緩和等をしております」という

ことで、説明資料を見ますと、旧条項では、これに「規定する条例で定める者は、法人」とあり、新条例においては「法人又は病床を有する診療所を開設している者であることとする」とありますので、これの改正により事業者等への影響とか、それから利用者さん等への影響についてお聞きいたします。

○議長（白井二郎） 福祉部長。

○福祉部長（瀬川英之） 濱田議員のお尋ねにお答えいたします。

改正内容につきまして、地域密着型サービスの事業を行うことができる事業者の指定要件について、これまでは法人のみということでありましたが、医療ニーズの高い要介護者への支援のために、介護と介護サービスを一体的に提供する看護小規模多機能型居宅介護サービスに限り病床を有する診療所を開設している者についても、当該サービスに係る指定を受けることができることとなりまして、事業者が地域密着型サービスへ参入し、医療ニーズの高い利用者へのサービスの提供が可能となったものであります。

なお、むつ市におきましては、該当する施設及びサービス等は現在ございませんので、介護保険サービスを利用される市民の皆様及び事業者の皆様に対しましては、現時点では影響はございませんので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） 15番。

○15番（濱田栄子） それでは、今回の国の改正により、むつ市としては今のところは現状どおりということで理解いたしました。

以上で終わります。

○議長（白井二郎） これで濱田栄子議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（白井二郎） 質疑なしと認めます。

以上で報告第16号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告第16号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇報告第17号

○議長（白井二郎） 次は、日程第24 報告第17号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、むつ市指定介護予防支援事業者の指定並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（白井二郎） 質疑なしと認めます。

以上で報告第17号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告第17号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇報告第18号

○議長（白井二郎） 次は、日程第25 報告第18号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、むつ市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(白井二郎) 質疑なしと認めます。

以上で報告第18号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告第18号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇報告第19号

○議長(白井二郎) 次は、日程第26 報告第19号 専決処分した事項の報告についてを議題といたします。

本案は、和解及び損害賠償の額を定めることについて報告するものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(白井二郎) 質疑なしと認めます。

以上で報告第19号の質疑を終わります。

報告第19号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

◇報告第20号

○議長(白井二郎) 次は、日程第27 報告第20号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、平成30年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(白井二郎) 質疑なしと認めます。

以上で報告第20号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告第20号は、

お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◎散会の宣告

○議長(白井二郎) 以上で、本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。明6月21日は常任委員会のため、6月22日及び6月25日から27日までは議事整理のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(白井二郎) ご異議なしと認めます。よって、明6月21日は常任委員会のため、6月22日及び6月25日から27日までは議事整理のため休会することに決定いたしました。

なお、6月23日及び24日は休日のため休会とし、6月28日は付託議案審議を行います。

本日はこれで散会いたします。

午前10時44分 散会